

令和3年度
(2021年度)

福祉事務所の取り組み実績

<所長の方針・考え方>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組みます。
- ② 障害の有無や、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、多様化・複雑化する生活課題を抱える人への支援体制の充実や環境整備に取り組みます。

具体的な取り組み：生活困窮者自立支援について

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業する方が増加する中、生活困窮者自立支援制度を通じて、生活困窮者の自立支援に取り組みます。収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、長期にわたる支援が求められています。今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方を着実に自立につなぐことができるよう努めます。

実績	① 生活困窮関係相談件数<5,389件> ② 令和3年度 住居確保給付金申請件数<164件>
説明	① コロナ禍における生活困窮者からの相談に対し、関係機関と連携し、継続的・寄り添い型の対応を通じて、自立に向けた包括的な支援に取り組みました。 ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、住居確保給付金の支給要件の緩和と支給期間の延長が継続されており、それに伴う支給件数の増加に対応しました。

具体的な取り組み：健康福祉総合相談窓口について

地域共生社会の実現に向けて、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合する課題に対応する「健康福祉総合相談担当」において、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組みます。また、包括的な支援体制の構築を進めることを目指す重層的支援体制整備事業の実施について進めます。

北部支所内にある「健康福祉相談センター」においては、北部エリアの乳幼児の発達支援や育児相談、健康相談や健康づくりの啓発活動に加え、福祉分野に係る相談などにも対応しています。現在、地域拠点のあり方について検証を行っており、今後は運用状況を見極めながら地域拠点整備のあり方について検討していきます。

<p>実績</p>	<p>① 重層的支援体制整備事業の移行準備事業において、支援会議及び重層的支援会議を開催。＜開催回数 17 回＞</p> <p>② 健康福祉相談センター（北部リーフ）において、健康や子育て、福祉等に関する相談支援を実施。</p> <p>＜4,886 件（うち福祉相談件数 264 件）＞</p>
<p>説明</p>	<p>① 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため健康福祉総合相談担当窓口において、関係機関との連携を図りながら包括的な支援に取り組みました。また重層的支援体制整備事業の移行準備事業を 10 月より実施し、移行に向けた具体的な取り組み内容を検討するとともに、支援関係機関と連携しながら役割分担や支援の方向性を整理する支援会議を行いました。</p> <p>令和 4 年度は、重層的支援体制整備事業を開始し、関係機関と包括的な支援体制の構築に努め、複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。</p> <p>② 妊娠・出産から子育て期、成人・高齢期まで切れ目なく、多種多様な悩みを抱えた方々の健康や子育て、福祉に関する相談支援を、アウトリーチや身近な地域相談拠点である「健康福祉相談センター(北部リーフ)」で行いました。</p>

具体的な取り組み： 看取りや意思決定の支援

自らが望む人生の最終段階における医療やケアなどについて、「もしもの備え」として事前に考え、家族やサービス提供者等と話し合いを行えるよう、「エンディングノート」や「人生会議の手引き」の配布に努め、終活を支援します。また、市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅で医療と介護を一体的に提供できる体制を構築する取り組みとして、訪問看護ステーションと医師会による電話相談窓口を拡充し、多職種連携の推進を図り、相互の理解や情報共有に取り組みます。

<p>実績</p>	<p>① 市民配布用に「エンディングノート」及び「人生会議の手引き」を発行。</p> <p>＜エンディングノート 2,000 冊、人生会議の手引き 3,000 冊＞</p> <p>② 訪問看護ステーションと医師会による電話相談窓口を実施。</p> <p>＜年間相談件数 20 件＞</p>
<p>説明</p>	<p>① 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、人生の最期の迎え方について話し合える環境づくりのため、啓発資料として市民向け冊子を作成しています。「エンディングノート」は平成 30 年度から、「人生会議の手引き」は令和 2 年度から配付しています。</p> <p>② 平成 30 年度から、相談窓口を週 1 回開設していましたが、令和 3 年度から週 3 回に増やし、介護従事者からの医療に関する相談に応じています。また令和 3 年度からは医師会コーディネーター・医師によるバックアップ体制を構築した他、市内訪問看護ステーション管理者が相談対応に応じることで、身近な圏域内で更なる連携が図れるようにしました。</p>

具体的な取り組み：認知症施策の推進

認知症サポーターの養成を継続するとともに、養成講座受講後に地域での活動を希望するサポーターに対しては、社会資源の紹介や認知症カフェ運営の支援を行います。また、認知症に関する動画を新たに作成し、認知症の早期発見・早期支援の必要性についての周知に努めます。認知症による徘徊高齢者には、「みまもりあいステッカー」の更なる利用普及を図るため、市内13か所の地域包括支援センターにも受付場所を拡大します。

<p>実績</p>	<p>① 認知症サポーター養成講座を開催。＜開催回数 30 回、養成人数 876 人＞ 認知症サポーター養成講座修了者のうち希望者に対して、認知症サポーターステップアップ講座を開催。＜開催回数 1 回、受講者 36 人＞</p> <p>② 認知症の早期発見・早期治療に関する動画を作成し、市ホームページやYouTubeなどで公開。＜再生回数 40 万回＞</p> <p>③ 「みまもりあいステッカー」の受付場所を市役所だけでなく、市内 13 か所にある地域包括支援センターでも受付。＜申請件数 9 件＞</p>
<p>説明</p>	<p>① 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症を正しく理解し、支援する人を増やすことを目的として、認知症サポーター養成講座を平成 19 年度から実施しています。</p> <p>令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症による影響で、例年よりも開催回数が減少しました。令和 4 年度は、あらゆる機会を活用し、講座の受講者を増やせるよう取り組んでいく予定です。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症による影響で、講演会の開催等ができなかったことから、令和 2 年度から認知症の早期発見・早期治療に関する動画を作成し、SNS を活用して広く動画が視聴できる環境を整えました。多くの方に視聴していただけたことから、令和 4 年度も啓発動画を作成し、広く認知症について理解してもらえる方法を検討していきます。</p> <p>③ 徘徊する高齢者の身元を早期に確認し、家族等へ連絡できる体制づくりと家族の負担軽減のため、「みまもりあいステッカー」の申請を受け付けています。</p> <p>また、申請場所を市内 13 か所の地域包括支援センターでもできるように増やしましたが、申請数は微増であるため、今後制度の周知を進めていきます。</p>

具体的な取り組み：成年後見制度利用促進に向けた助成対象の拡大

認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分となり契約等の締結や財産の管理ができない方で、親族等の支援を受けることが困難な方に対し、引き続き市長が成年後見等の申し立てを行います。また、申し立て費用と報酬助成の対象者を市長申し立てに限らず、生活保護受給者等で申し立て費用と後見人等への報酬の負担が困難と認められる方にも拡大します。

<p>実績</p>	<p>① 市長申し立てによる成年後見制度の申請を受付。＜申請件数 11 件＞ ② 申立て費用と後見人への報酬助成の対象者を市長申し立てだけに限らず、生活保護など費用負担が困難な方にも拡大。＜利用件数 10 件＞</p>
<p>説明</p>	<p>① 判断能力が不十分な高齢者等で親族の支援を受けることが困難な方に対し、市長が裁判所に成年後見の申立てを行って行っています。令和 3 年度からは「こうけんひらかた（ひらかた権利擁護成年後見センター）」が開設され、制度の手続きの相談や助言など制度の利用に向けた支援、関係機関とネットワークを構築し適切な支援につなげる体制づくりを行って行っています。引き続き「こうけんひらかた」と協力して制度を必要とする方が利用しやすくなるよう制度の周知啓発を行って行きます。 ② 令和 3 年度から支援金の交付対象を市長申し立てに限らず、申立て費用や報酬の負担が困難な方にも拡充しました。報酬助成を拡充したことで、前年度に比べ利用件数が増加しました。高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用者が増加することが予測されることから、引き続き成年後見の申立て費用の助成、報酬助成の利用促進を図って行きます。</p>

具体的な取り組み：枚方市障害者計画（第 4 次）及び枚方市障害福祉計画（第 6 期）・枚方市障害児福祉計画（第 2 期）に基づく障害者施策の推進

令和 3 年 3 月に策定した枚方市障害者計画（第 4 次）及び枚方市障害福祉計画（第 6 期）・枚方市障害児福祉計画（第 2 期）に基づき、障害者の自立支援や社会参加に係る取り組み及び、障害児へのサービス提供体制の整備など、障害者施策の推進のため、計画に定めた障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把握に努めます。

<p>実績</p>	<p>① 枚方市障害者計画（第 4 次）に掲げる取り組みについて、進捗管理や状況把握を実施。 ② 障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）に掲げる目標について、引き続き実施に向けた検討、進捗管理を実施。</p>
<p>説明</p>	<p>① 障害者の自立支援や社会参加に係る取り組みについて、社会福祉審議会障害福祉専門分科会において各部局における実績の評価、進捗確認等を行いました。 ② 「地域生活支援拠点の整備」については、令和 5 年度（2023 年度）の実施に向け自立支援協議会において引き続き検討を実施。</p>

具体的な取り組み：遠隔手話通訳事業の実施

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の制定に伴い、手話によるコミュニケーション支援を充実するとともに、ICT の活用により端末を用いた非接触での遠隔手話通訳を実施します。今般のコロナ禍により、手話通訳についても非接触での対応が重要であることなどか

ら、従前行っていた窓口手話通訳、手話通訳者派遣事業について、市役所休業日でも対応でき、利用者がその場でスマートフォン等を通して手話通訳を利用できるようにします。

<p>実績</p>	<p>① ICTの活用により端末を用いた非接触での遠隔手話通訳を開始。 <利用回数 608回></p> <p>② 遠隔手話通訳サービス利用者説明会を開催。 <開催回数 3回></p> <p>③ 遠隔手話通訳サービスの啓発に係る動画を制作。 <DVD発行枚数 300枚></p>
<p>説明</p>	<p>① 令和3年3月に制定した「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念を踏まえるとともに、新しい生活様式に対応するため、窓口手話通訳、手話通訳者派遣事業について、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの提供を開始しました。</p> <p>② サービス提供事業者を講師とする利用者向けの説明会を開催しました。</p> <p>③ サービスの概要の解説と具体的な利用のシチュエーションについての動画を制作することにより、サービスの利用促進を図りました。</p> <p>令和4年度は、引き続き遠隔手話通訳サービスの利用促進に取り組むとともに、幅広い世代の方が手話による意思の疎通と相互理解を深めることができるよう、市公式動画サイトに、手話に関する動画を掲載し普及活動に努めます。</p>

具体的な取り組み：障害児・者に対する取り組み強化について

高度難聴児（18歳未満）の発達保障と教育的配慮および福祉の向上のため、人工内耳装置等の買い替えにかかる費用を助成します。

また、医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の事業所に対して、1事業所あたり1名の看護師を対象に基準内の額を補助します。

<p>実績</p>	<p>① 高度難聴児の人工内耳装置等の買い替えにかかる費用を助成。</p> <p>② 医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化策として「医療的ケア児等通所支援事業」を実施。<事業所数 2事業所、助成額 1,961,700円></p>
<p>説明</p>	<p>① 高度難聴児（18歳未満）の発達保障と教育的配慮および福祉の向上のため、人工内耳装置等の買い替えにかかる費用について3件分、総計112,680円の助成を行いました。</p> <p>② 医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、令和3年度から、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の児童発</p>

	<p>達支援及び放課後等デイサービス事業所に対して、看護師の person 費（日額上限 8,680 円）について助成を行う「医療的ケア児等通所支援事業」を実施、2 事業所に対して 1,961,700 円を助成し、13 名の医療的ケア児の受け入れにつながったところです。</p> <p>令和 4 年度においても、医療的ケア児等の受け入れ先の確保・支援に資するよう、事業を継続していきます。</p>
--	--

具体的な取り組み：生活保護制度の周知にむけた取組

新型コロナウイルスの影響により昨年度末から生活保護の申請が増加しています。今後も申請増加が想定されるため、生活保護が必要な市民に速やかな保護決定ができるよう、保護の適正な実施に努めます。

また、支援関係機関とともに相互に連携を図り、生活保護制度の周知にも取り組みます。

<p>実績</p>	<p>① 生活保護制度の周知を図るため、ポスターを作成し、市内各機関や市内の各相談窓口等への掲示やホームページへ掲載。また広報ひらかた 6 月号に生活保護制度 PR のための特集記事を掲載。</p>
<p>説明</p>	<p>① 生活保護制度に対しては、いまだに忌避感を持つ方もおられることから、ポスターや広報記事で「生活保護は国民の権利です」というメッセージを発信し、相談しやすい窓口を目指しています。</p> <p>今後、新型コロナウイルスの影響により、生活保護を必要とする市民の増加が想定されるため、生活保護制度の周知を進め、生活保護が必要な市民に必要な支援が届くよう努めます。</p>